

市長の専決処分報告の件

議会において指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

番号	種別	専 決 処 分 年 月 日	損 害 賠 償 の 額 (円)	本市の 過失割合	相手方	事件概要
12	訴訟	令和7年5月12日	—	—	他市在住の個人	令和3年5月26日、東大阪市川俣一丁目において、相手方車両が市道上の側溝に設置されたグレーチングを踏んだところ、当該グレーチングが跳ね上がり、車両が損傷したことについて、当該グレーチングの管理者であるマンション管理会社と、当該側溝の管理者である本市を相手として損害賠償を求める訴訟が東大阪簡易裁判所に提起され、相手方の請求を容認する判決が言い渡されたが、判決の全部に不服があるため、控訴を提起したものの。
13	損害賠償	令和7年5月12日	66,074	20%	他市在住の個人	令和6年9月18日14時52分頃、東大阪市菱江三丁目において、環境部所属職員が塵芥車にて信号機の無い交差点を通過する際、左側から急に進入してきた乗用車と衝突し、損害を与えたもの。
14	損害賠償	令和7年5月14日	59,400	100%	本市在住の個人	令和7年3月13日10時30分頃、東大阪市日下町一丁目において、環境部所属職員が塵芥車を運転中、対向車とすれ違う際、道路が狭いため相手方宅側溝のグレーチングに乗り上げたところ、グレーチングに歪みが生じ、損害を与えたもの。
15	損害賠償	令和7年5月22日	126,038	100%	他市所在の法人	令和7年5月12日14時35分頃、東大阪市高井田西一丁目において、環境部所属職員が公用車を運転中、停車していた車両に追突し、損害を与えたもの。
16	損害賠償	令和7年5月23日	22,792	70%	本市在住の個人	令和7年4月3日13時20分頃、東大阪市玉串元町一丁目において、土木部所属職員が公用車を運転中、ガソリンスタンド敷地内から車道に進入してきた自転車と接触し、損害を与えたもの。

番号	種別	専 決 処 分 年 月 日	損 害 賠 償 の 額（円）	本市の 過失割合	相手方	事件概要
17	損害賠償	令和7年5月27日	14,940	20%	本市所在の法人	令和7年4月22日9時52分頃、東大阪市吉田五丁目において、環境部所属職員が塵芥車を運転中、一時停止をせず交差点に進入してきた相手方車両と接触し、損害を与えたもの。
18	損害賠償	令和7年5月29日	257,400	100%	地方公共団体	令和7年2月24日9時31分頃、東大阪市御厨中二丁目において、環境部所属職員が塵芥車にてマンション敷地内から道路へ出る際、ガードレールと接触し、損害を与えたもの。
19	損害賠償	令和7年6月3日	1,715,000	70%	本市所在の法人	令和7年1月22日10時20分頃、東大阪市荒川三丁目において、相手方車両が走行中、道路側に傾いた本市管理の樹木に接触し、損害を与えたもの。
20	損害賠償	令和7年6月12日	100,000	100%	本市所在の団体	令和7年3月21日11時頃、東大阪市若江東町二丁目において、環境部所属職員が塵芥車にてマンションごみ庫へ後進して進入した際、ごみ庫シャッター支柱に接触し、損害を与えたもの。
21	損害賠償	令和7年7月7日	138,600	100%	本市在住の個人	令和7年6月13日10時5分頃、東大阪市善根寺町二丁目において、環境部所属職員が塵芥車にて方向転換するために月極駐車場に後進し、切り返して出場する際に駐車場フェンスに接触し、損害を与えたもの。

番号	種別	専 決 処 分 年 月 日	損 害 賠 償 の 額（円）	本市の 過失割合	相手方	事件概要
22	損害賠償	令和7年7月15日	8,674	100%	他市所在の法人	令和7年5月12日16時40分頃、東大阪市吉田本町三丁目において、税務部所属職員が公用車にて切り返しをしながら方向転換する際に自動販売機に接触し、損害を与えたもの。
23	損害賠償	令和7年7月22日	44,858	100%	本市在住の個人	令和7年5月12日14時35分頃、東大阪市高井田西一丁目において、環境部所属職員が公用車を運転中、停車していた車両に追突し、損害を与えたもの。
24	損害賠償	令和7年7月22日	85,800	100%	本市所在の法人	令和7年7月9日9時20分頃、東大阪市友井において、環境部所属職員が軽トラックを運転中、交差点で飛び出してきた自転車をよけた際に月極駐車場のブロック塀に接触し、損害を与えたもの。